

素波里発電所 低濃度 PCB 含有廃棄物収集・運搬業務委託契約書（案）

排出事業者 秋田県大館発電事務所 所長 大口 則昭（以下「甲」という。）と収集運搬業者 ○○○○ 代表者 ○○○○（以下「乙」という。）は甲の事業所から排出される特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 目的

本契約は、頭書の役務作業を委託することに関して、甲・乙間の基本的事項を定める。

又、甲及び乙は、本契約書の他、別紙「低濃度 PCB 含有廃棄物収集・運搬業務委託仕様書」に従い実施するものとする。

第2条 法の遵守

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、その他環境法令を遵守するものとする。

第3条 委託内容

1 乙の事業範囲

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知すると共に、変更後の許可証を甲に提出し、本契約書に添付する。

許可の種類	
許可都県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	

2 委託する業務内容と委託料金等

甲が乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の排出事業場、その種類・数量並びに委託料金については次のとおりとする。

- (1)排出事業場 素波里発電所
- (2)産業廃棄物の種類 低濃度 PCB 含有廃棄物
- (3)委託数量 1式
- (4)委託料金 金円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

3 運搬先

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、甲の指定する処分場に運搬する。

第4条 契約保証金

契約保証金は秋田県公営企業財務規程第76条第6号該当により、これを免除する。

第5条 適正処理に必要な情報の提供

1 甲は、予め委託する産業廃棄物について、次の情報を乙に通知しなければならない。

(1)産業廃棄物の発生工程

(2)形状、性状（成分、組成、臭気等）及び荷姿

(3)通常の保管状況の下での腐敗や揮発等によって起こる性状変化の有無

(4)委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨の情報

(5)その他取扱う際に注意すべき事項

2 産業廃棄物情報に変更がある場合における情報の伝達方法

甲は委託契約期間中、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかにその内容の変更及び情報を通知する。

3 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載

甲は委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託された産業廃棄物の引取を一時停止しマニフェストの記載修正を求め、修正内容を確認の上、引取ることとする。

なお、産業廃棄物に係るマニフェストについては、甲が交付する。

第6条 甲乙の責任範囲

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、収集作業の開始から、第3条3項に規定する運搬先における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

第7条 再委託の禁止

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を、第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た上で、法の定める再委託基準に従い再委託する場合は、この限りではない。

第8条 業務完了報告

乙は、甲が委託した業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告書を提出しなければならない。

但し、マニフェスト（B2票）を甲に提出することにより、これに代えることができる。甲は、乙から提出のあったマニフェストにより収集運搬が適正に完了したことを確認する。

第9条 業務の一時停止

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第10条 報酬・消費税・支払い

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に関する報酬は、第3条2項に定める契約金額によるものとする。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 具体的な支払いについては、乙は、委託業務完了後、甲に請求書を提出する。
甲は、これを受理した日から30日以内に乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

第11条 内容の変更

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約料金又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第12条 機密保持

甲、乙はこの契約に関連して、業務上知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合にあっては、相手方の文書による許諾を必要とする。

第13条 反社会的勢力の排除

乙は、乙の会社の役員又は従業員等が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し確約する。

- (1)暴力団（その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行い、もしくは行うことを助長するおそれがある団体）
- (2)暴力団員（暴力団の構成員）
- (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行い、もしくは行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対して資金・武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの）
- (4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的に経営に関与している企業・準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- (5)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行い、もしくは行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるもの）
- (6)社会運動標榜ゴロ等（社会運動もしくは政治活動を仮装しました標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行い、もしくは行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるもの）
- (7)特殊知能暴力集団等（前各号に掲げるもの以外の暴力団と関係を背景に、その威力を用い又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的不正の中核となっている集団または個人）

第14条 契約解除

- 1 甲、乙は相手方がこの契約各条項いずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 契約解除時の産業廃棄物の取扱い
前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第15条 協議

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意を持って協議の上これを決定する。

第16条 契約期間

この契約は有効期間を契約締結日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県大館市片山町三丁目14-5
秋田県大館発電事務所
所長 大口 則昭

乙